



平成 23 年 4 月 22 日

各 位

上場会社名	日本パーキング株式会社
代表者	代表取締役社長 小林 伸司 (コード番号 8997)
問合せ先責任者	専務取締役 管理部門担当 重田 稔彦 (TEL 03-3222-0773)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更並びに当社による全部取得条項付普通株式の取得につき、平成 23 年 5 月 25 日開催予定の当社の第 14 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件

(1) 変更の理由

平成 23 年 2 月 8 日付け当社プレスリリース「東京建物株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」、及び同日付け「親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の移動に関するお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、東京建物株式会社（以下「東京建物」といいます。）は、平成 22 年 12 月 20 日から平成 23 年 2 月 7 日までの間、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 23 年 2 月 15 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 40,698 株（議決権所有割合：75.21%）を保有することになりました。

さらに、東京建物は、平成 22 年 12 月 17 日に当社代表取締役社長である小林伸司氏及びその妻である小林眞理子氏（以下「小林氏ら」といいます。）との間で締結された譲渡契約に基づき、平成 23 年 2 月 24 日、小林氏らがその発行済株式の全てを保有し、当社普通株式 10,000 株を保有している山伸有限会社（以下「山伸」といいます。）の発行済株式の全部を取得するに至り、その結果、山伸は、東京建物の完全子会社となり、東京建物と山伸の両社が保有する当社普通株式は、併せて 50,698 株（議決権所有割合：93.69%）となりました。

（注 1） 「議決権所有割合」は、当社が平成 23 年 1 月 13 日に提出した平成 23 年 2 月期第 3 四半期報告書に記載された平成 22 年 11 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（55,440 株）から、同四半期報告書に記載された平成 22 年 11 月 30 日現在の当社の保有する自己株式（1,330 株）を控除した株式数（54,110 株）に係る議決権の数である 54,110 個を分母として計算しています。

（注 2） 「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

平成 22 年 12 月 17 日付け東京建物のプレスリリース「日本パーキング株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び同日付け当社プレスリリース「東京建物株式会社による当社

株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」において公表されているとおり、東京建物及び当社は、東京建物が所有、管理する不動産及び顧客ネットワークと当社が有する駐車場運営ノウハウ及び顧客ネットワークを融合させることにより、両社の収益成長力を最大限に実現でき、東京建物においてその収益力を強化し、当社において潜在的な収益力を顕在化させることにつながると判断するとともに、その効果は、東京建物及び当社が一つのグループとして一体となって事業展開を図っていくことでより一層高められ、双方の企業価値の向上により一層資することになるとの結論に至りました。

具体的には、東京建物が当社を実質的に完全子会社化し、双方の有形無形の資産及び顧客ネットワークを融合させ、緊密かつ強固な協力体制を構築することで、各々の経営ノウハウ及び経営資源を相互に補完・有効活用し、早期に相乗効果を生み出していく予定であり、例えば、① 東京建物グループが所有・管理するオフィスビル・商業施設等の不動産に付設されている駐車場の管理に当社の駐車場運営ノウハウを活用することにより、施設の利便性及び収益性を高めるとともに、東京建物グループの総合的な施設管理能力を向上させること、② 東京建物グループが行う都市開発事業、住宅開発事業等において、当社の駐車場運営管理ノウハウを活用し、グループ全体での顧客ニーズに沿った商品開発能力の向上に努めること、③ 東京建物及び当社が有する顧客ネットワークを総合的に活用することによって、駐車場事業を含む土地保有者に対する土地活用コンサルティング事業の発展を目指すことといった各種の施策を行うことで、東京建物及び当社双方の課題に応え、双方の企業価値のより一層の向上に努めていくこととなります。

以上の諸点を総合的に判断し、東京建物は、当社を東京建物の実質的な完全子会社とし、一つのグループとして一体となって事業展開を行っていくことが、東京建物及び当社の企業価値の最大化につながるものと考えに至ったとのことであり、一方、当社といたしましても、東京建物の実質的な完全子会社となり、東京建物のグループ会社として一体となって事業展開を行っていくことが、当社の潜在的な収益力を顕在化することにつながり、ひいては、当社の事業の更なる発展に寄与するものであるとともに、当社の株主の皆様にとっても最善の選択肢であるとの結論に達しました。

以上の理由により、当社は、本定時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、東京建物の実質的な完全子会社となるために、以下の①から③までの方法（以下「本実質的完全子会社化手続」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）とします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設します（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を3,333分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものとします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を3,333分の1株の割合をもって交付します。この際、東京建物及び山伸以外の全部取得条項付普通株式の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。なお、交付されるA種種類株式が1株未満となる各株主の皆様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

各株主の皆様に対するA種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付します。ただし、上記売却にあたり、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主の皆様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式数に金60,000円（本公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主の皆様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

「種類株式発行に係る定款一部変更の件」は、以上を踏まえ、本実質的完全子会社化手続の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

会社法上、全部取得条項の付された種類株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、定款変更案第6条の2の内容のA種種類株式を設けることとしております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る定款の一部変更は、「種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る議案が本定時株主総会において承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、200,000株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、200,000株とし、このうち、 <u>普通株式の発行可能種類株式総数は199,900株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は100株とする。</u>
（新設）	<u>第6条の2（A種種類株式）</u> 当社は、 <u>残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権</u>

	<p><u>者（以下「A種登録株式質権者」という。）</u> <u>に対し、普通株式を有する株主（以下「普通</u> <u>株主」という。）または普通株式の登録株式</u> <u>質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）</u> <u>に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以</u> <u>下「A種残余財産分配額」という。）を支払</u> <u>う。A種株主またはA種登録株式質権者に対</u> <u>してA種残余財産分配額が分配された後、普</u> <u>通株主または普通登録株式質権者に対して</u> <u>残余財産を分配する場合には、A種株主また</u> <u>はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株</u> <u>あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配</u> <u>額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 <u>第16条の2（種類株主総会）</u> <u>第12条、第13条、第15条および第16条の</u> <u>規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>②第14条第1項の規定は、会社法第324条第</u> <u>1項の規定による種類株主総会の決議にこれ</u> <u>を準用する。</u> <u>③第14条第2項の規定は、会社法第324条第</u> <u>2項の規定による種類株主総会の決議にこれ</u> <u>を準用する。</u></p>

2. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件

(1) 変更の理由

上記1.の「種類株式発行に係る定款一部変更の件」において説明した本実質的完全子会社化手続の②を実施するものであり、上記1.の「種類株式発行に係る定款一部変更の件」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社が発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに上記1.の「種類株式発行に係る定款一部変更の件」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を3,333分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、東京建物及び山伸以外の全部取得条項付普通株式の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、上記1.の「種類株式発行に係る定款一部変更の件」による変更後の定款を追加変更するものです。なお、「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」に係る定款変更は、(i)上記1.の「種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生ずること、及び(ii)本種類株主総会において「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成23年6月28日に効力が生ずるものであります。

(下線は変更部分を示します。)

種類株式発行に係る定款一部変更の件に係る 変更後の当社定款	追加変更案
第2章 株式 (新設)	第2章 株式 <u>第6条の3 (全部取得条項)</u> <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> <u>②当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を3,333分の1株の割合をもって交付する。</u>

3. 全部取得条項付普通株式の取得の件

(1) 全部取得条項付普通株式を取得することを必要とする理由

上記1.の「種類株式発行に係る定款一部変更の件」において説明したとおり、当社は、東京建物の実質的な完全子会社となり、東京建物のグループ会社として一体となって事業展開を行っていくことが、当社の潜在的な収益力を顕在化することにつながり、ひいては、当社の事業の更なる発展に寄与するものであると判断するに至り、本実質的完全子会社化手続を行うことにしました。

全部取得条項付普通株式の取得は、本実質的完全子会社化手続の③として、会社法第171条並びに上記1.の「種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び上記2.の「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が各株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、各株主の皆様に対し取得対価を交付するものです。

全部取得条項付普通株式の取得に係る本議案が承認された場合、東京建物及び山伸以外の各株主の皆様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。具体的には、各株主の皆様に対するA種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数については、その合計数に相当する株式を、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付します。ただし、上記売却にあたり、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主の皆様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しています。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式数に金60,000円（本公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主の皆様に対して交付できるような価格に設定することを予定していますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の内容

ア 全部取得条項付普通株式を取得するのと引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに上記1.の「種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び上記2.の「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」による変更後の当社定款の定めに従って、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記イにおいて定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記録された各株主の皆様に対して、その有する全部取得条項付普通株式1株に対し、3,333分の1株の割合をもってA種種類株式を交付するものです。

イ 取得日

平成23年6月28日

ウ その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、上記1.の「種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び上記2.の「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じることを条件とします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

4. 上場廃止の予定について

本定時株主総会及び本種類株主総会において、上記1.の「種類株式発行に係る定款一部変更の件」、上記2.の「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」及び上記3.の「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式に係る株式は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）の上場廃止基準に該当することとなり、当社普通株式に係る株式は平成23年5月25日から同年6月22日までの間、整理銘柄に指定され、平成23年6月23日をもって上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）において取引することはできません。

5. 本実質的完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本実質的完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本定時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成23年2月28日(月)
本定時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成23年4月22日(金)
本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成23年5月25日(水)
種類株式発行に係る定款一部変更（上記1）の効力発生日	平成23年5月25日(水)
整理銘柄への指定	平成23年5月25日(水)
全部取得条項付普通株式の取得（上記3）及びA種種類株式交付に係る基準日 公告	平成23年5月26日(木)
当社普通株式の売買最終日	平成23年6月22日(水)
当社普通株式の上場廃止日	平成23年6月23日(木)
全部取得条項付普通株式の取得（上記3）及びA種種類株式交付に係る基準日	平成23年6月27日(月)
全部取得条項の付加に係る定款の一部変更（上記2）の効力発生日	平成23年6月28日(火)
全部取得条項付普通株式の取得（上記3）及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年6月28日(火)

以上